

胚の保存期限の更新と廃棄に関する当院の規定

<胚の保存期限の開始と終了>

- 保存期限は、凍結日から1年後の同日までとする。その後の更新については、1年毎に行うこととし、更新の手続き完了後に保存期限が1年間延長される。
- 保存期限を終了するための、特別な手続きは必要ない。胚は手続き受付期間終了後に廃棄される。

<当院への連絡義務>

***手続き受付期間内に当院から連絡し、更新するかどうかの確認をする義務はない。**

- 保存期限を更新する場合は、手続き受付期間内に当院所定の書類を提出し、当院の定める更新料を支払うこと。手続き受付期間内に更新の手続きがない、または完了しない場合、胚は手続き受付期間終了後に廃棄となる。
- 手続き受付期間を過ぎての更新はできない。更新の意思はあるが、手続き受付期間内に手続きが完了せず、胚が廃棄処理されている場合の異議申し立ては受け付けない。
- 手続き受付期間終了後に“まだ胚は廃棄されていないか”等の個別の問い合わせは受け付けない。
- 連絡先（住所・電話番号・メールアドレス）が変更した場合は、変更後3ヵ月以内に必ず当院に連絡すること。
- 夫婦が離婚した場合や配偶者が死亡した場合は、3ヵ月以内に当院に連絡し、当院所定の書類を提出すること。これは、日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦の婚姻の継続期間のみとする』に従うものである。この場合、胚の所有権は当院に帰属し、胚は廃棄する。

<胚の保存期限の更新>

- 保存期限の更新を希望する場合は、手続き受付期間内に当院所定の書類を提出し、当院の定める更新料を支払うこと。どちらかが確認できない場合、更新は完了しない。また更新料の支払い後でも、書類の提出が確認できず、連絡がとれない場合は更新料の返金ができないことがある。
- 保存期限は凍結から最高10年とする。また保存期限内であっても妻が生殖年齢を超えた場合（通常45-50歳前後）は期限の更新は行えない。
- 保存期限内に、当院の定める更新料の増減や保存期限の変更があった場合には、次回保存期限の更新手続き時から、改定された最新の更新料や保存期限が適用される。
- 当院の定める書類の提出後、手続き受付期間内であれば更新を取り消すことができる。

<胚の保存期間終了と廃棄>

- 手続き受付期間内に更新の手続きがない、または完了しない場合、胚は手続き受付期間終了後に廃棄される。
- 廃棄とは今後融解する予定のない胚を当院で処分することである。一部の胚については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法などの研究への使用や手技の修練などへの使用後に廃棄する場合もある。

<免責事項>

- 天災、災害、不慮の事故、その他やむを得ない理由により、必ずしも当該施設の責任に帰することができない事由で胚が損傷する可能性がある。